

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律 の一部を改正する法律

総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課課長補佐 榎 宏謙
前同課課長補佐 米内 桀人
前同課課長補佐 渡辺 隼伍
同課専門職 石田 晃大
同課企画係長 森 峻人
同課主査 田中 沙也加
同課主査 鳥本 宗一郎
同部電気通信技術システム課番号企画室課長補佐 齊藤 浩之
同室インターネット番号係長 光廣 陽平

要 旨

第217回国会において成立した「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」は、ユニバーサルサービス、NTT東西の業務等に関する制度について、情報通信を取り巻く環境変化に対応し、時代に即した見直しを行うものである。

ユニバーサルサービスについては、NTT及びNTT東西に課されていた電話のあまねく提供責務を見直し、電話及びブロードバンドサービスについて、他の電気通信事業者がいない場合に提供の義務を負う「最終保障提供義務」に関する規定等を整備することとしている。

NTT東西の業務等については、NTT東西の県域業務規制（本来業務を県内通信を扱う業務に限定するもの）は撤廃するなど、NTT東西の業務範囲等の規制を緩和するとともに、これに伴う公正競争上の弊害を防止する観点から、市場支配的事業者に対する禁止行為の追加等を行うこととしている。

また、通信インフラの維持・確保のため、NTT東西の電柱、管路等の線路敷設基盤の譲渡等を認可対象としたほか、鉄塔等提供事業者（インフラシェアリング事業者）について、適正・公平な利用等を担保した上で、認定を受けた場合には、公益事業特権（土地等の使用に係る権利）を付与する制度を創設することとしている。

さらに、電気通信番号制度を見直し、電気通信番号使用計画の認定の欠格事由に特殊詐欺犯（詐欺罪等）を追加することとしている。

キーワード：電気通信事業法、NTT法、ユニバーサルサービス、最終保障提供義務、公正競争、線路敷設基盤、インフラシェアリング、電気通信番号

1. はじめに

第217回国会において成立し、令和7年5月28日に公布された「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」（令和7年法律第46号。以下

「本法律」という。)は、近年の社会経済情勢の変化を踏まえ、ユニバーサルサービス及び公正競争を確保しつつ、NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社(以下「NTT東西」という。)の経営の自由度の向上等を図るため、必要な措置を講ずるものである。

本稿では、本法律の制定に至る検討の経緯及び論点を紹介した上で、本法律による電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。)及び日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号。以下「NTT法」という。)の各改正事項の概要について解説することとした。なお、本稿中意見にわたる部分は筆者らの個人的見解であることを予めお断りしておきたい。

2. 検討の背景

我が国は、少子高齢化の進展、景気の長期低迷による経済的地位の低下、自然災害リスクに加え、厳しさを増す安全保障環境等、様々な課題を抱えている。情報通信インフラは、AI・ロボット市場の拡大等により社会全体のデジタル化の更なる進展が見込まれる中で、あらゆる社会経済活動を支える基盤かつ経済成長のけん引役としてその果たすべき役割が飛躍的に高まっている。

情報通信インフラは、全国あまねく整備・維持された上で、競争による料金の低廉化やサービスの多様化・高度化を図ることが必要となるところ、ブロードバンド化やモバイル化等が進展するなど、市場構造は大きく変化しており、時代に即した見直しを進めることが必要となっている。

また、情報通信産業が経済成長をけん引するためには、国内市場の競争環境の整備にとどまらず、旺盛な需要が見込まれる海外市場も見据えた戦略的な取組が求められ、さらに情報通信インフラの社会的重要性の高まりに対応し、大規模災害等の自然災害リスクへの対策、サイバーセキュリティ対策、サプライチェーンリスク等に対応した経済安全保障の確保等に支障を生じさせないことは当然の前提となる。

このような状況等を踏まえ、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和2年法律第30号)附則第5条(施行3年後の検討規定)に基づき、令和5年8月28日に、総務大臣から情報通信審議会に対し、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」の諮問がなされた。

当該諮問の具体的な検討は、情報通信審議会電気通信事業政策部会の下に通信政策特別委員会(以下「委員会」という。)を設置して進めることとされ、令和6年1月31日までに、事業者、団体、自治体等のヒアリングを行いながら、委員会を計13回開催し、同年2月9日に第一次答申が取りまとめられた。

第一次答申では、喫緊の課題である国際競争力強化の観点から、「速やかに実施すべき事項」が提言されるとともに、それ以外の論点は、多岐にわたり、国民・利用者や電気通信事業者等に重大な影響が生じ得るものであるため、「今後更に検討を深めていくべき事項」として整理された。「速やかに実施すべき事項」については、日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第20号。以下「令和6年改正法」という。)において、NTT株式会社(以下「NTT」という。)及びNTT東西について、研究に係る責務の廃止、外国人役員に関する規制の緩和等の措置が講じられた。

一方で、「今後更に検討を深めていくべき事項」については、主に委員会の下で開催された

「ユニバーサルサービスワーキンググループ」、「公正競争ワーキンググループ」及び「経済安全保障ワーキンググループ」において、事業者等のヒアリングを行なながら検討が重ねられ、令和7年2月に最終答申が取りまとめられた。

また、電気通信番号制度については、令和元年5月の電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成30年法律第24号）の施行により、電気通信番号を使用して電気通信役務を提供する全ての電気通信事業者は、電気通信番号使用計画を作成し、総務大臣から認定を受けることが義務付けられた。

令和元年の新制度施行から約5年が経過し、近年では、電気通信番号を用いた特殊詐欺が社会的な課題になっており、総務大臣から電気通信番号使用計画の認定を受けた事業者が特殊詐欺に使われると知りながら電話回線を提供したとして詐欺ほう助の罪で逮捕・起訴され、実刑判決に至った例が顕在化している。

このような状況を踏まえ、令和6年5月2日に総務大臣から情報通信審議会に諮問された「IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」の中で電気通信番号の犯罪利用対策について検討が行われ、同年11月11日に電気通信番号制度の見直し等を内容とする最終答申が取りまとめられた。

本法律は、「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方」の最終答申等に基づき、ユニバーサルサービス、公正競争、経済安全保障の確保等の観点から必要な見直しを行うとともに、「IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方」の最終答申に基づき、電気通信番号制度について必要な見直しを行うものである。

3. 電気通信事業法の主な改正の内容

3. 1. 基礎的電気通信役務（ユニバーサルサービス）の提供に関する規定の整備

本法律による改正前の事業法（以下「改正前事業法」という。）においては、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信役務である基礎的電気通信役務として、①電話に係る電気通信役務及び②高速度データ伝送電気通信役務（ブロードバンドサービス）を規定し（改正前事業法第7条）、基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者に対し、その適切、公平かつ安定的な提供を確保するため、契約約款の届出義務（改正前事業法第19条）、提供義務（改正前事業法第25条）等を課している。また、基礎的電気通信役務のあまねく日本全国における提供を確保するため、一定以上の区域をカバーする者をその申請により適格電気通信事業者として指定し、その指定に係る区域について、その基礎的電気通信役務の提供に係る赤字の一部を補填する交付金制度（改正前事業法第107条。以下単に「交付金制度」という。）を設けている（事業法第2章第7節）。

しかしながら、改正前事業法第25条の提供義務については、経営上の理由を含む「正当な理由」があれば、基礎的電気通信役務の提供を拒むことができるものと従来解されており、また、交付金制度についても、一定以上の区域をカバーすることは適格電気通信事業者の指定要件に過ぎず、適格電気通信事業者の指定を受けるかどうかは各電気通信事業者の発意に委ねられている。このため、改正前事業法においては、基礎的電気通信役務のあまねく日本全国における提供の確保を確実にするための義務が全ての電気通信事業者に対して課されているものではない。

他方、本法律による改正前のNTT法（以下「改正前NTT法」という。）においては、

電話の役務について、NTT及びNTT東西（以下「NTT等」という。）に対し、あまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保の責務（以下「あまねく提供責務」という。）を課しており（改正前NTT法第3条）、これまで、このNTT法のあまねく提供責務と事業法の交付金制度が相まって、電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が担保されてきた。その一方、ブロードバンドサービスについては、あまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が法的には担保されていない。

このような中、電話に係る電気通信役務については、

- ・ 現在の固定電話サービスの提供に必要なメタル回線設備について、2035年頃に維持限界が到来することから、その縮退が避けられないこと
- ・ モバイル網を活用した固定電話サービスの登場等、NTT東西以外の電気通信事業者による効率的な手段を用いた提供が可能になってきたこと

等を踏まえれば、NTT東西のみにあまねく提供責務を課すよりも、あまねく日本全国における提供を複数の電気通信事業者により確保することがより適切な状況になっている。

また、ブロードバンドサービスについても、国の予算措置等を通じた固定通信網の整備によってそのカバーが既に多くの地域で実現していること等を踏まえれば、あまねく日本全国における提供を複数の電気通信事業者により担保する制度を設けることが可能になっている。

このため、基礎的電気通信役務である電話に係る電気通信役務及びブロードバンドサービスの双方について、あまねく日本全国における提供を複数の電気通信事業者により担保するとともに、基礎的電気通信役務の提供に関する規定について時代に即したものとするため、以下の規定の整備をすることとしている。

3. 1. 1. 基礎的電気通信役務の提供の義務を負う電気通信事業者に関する規定の整備

特定の電気通信事業者は、基礎的電気通信役務の提供の求めがあった場所において、当該提供の求めに係る基礎的電気通信役務又はこれと同一の基礎的電気通信役務の区分に属する基礎的電気通信役務（以下「同一区分基礎的電気通信役務」という。）を提供する他の電気通信事業者（以下「区域内電気通信事業者」という。）がいないときは、経営上の理由がある場合であっても、特にやむを得ない理由等がない限り、同一区分基礎的電気通信役務のいずれかの提供を開始・継続しなければならない義務（以下「最終保障提供義務」という。）を負うこととしている（本法律による改正後の事業法（以下「改正後事業法」という。）第25条の2第1項及び第2項）。

最終保障提供義務を負う電気通信事業者（以下「最終保障電気通信事業者」という。）は、

- ・ 当該提供の求めがあった場所を含む区域において交付金の交付を受ける適格電気通信事業者がいる場合にあっては、当該適格電気通信事業者
- ・ 当該区域において適格電気通信事業者がいない場合にあっては、NTT東西

とし（改正後事業法第25条の2第3項第1号及び第2号）、改正前NTT法第3条に規定するあまねく提供責務は廃止することとしている。

最終保障提供義務は、当該提供の求めがあった場所に区域内電気通信事業者がいないことが要件となるところ、その有無を確認するための手続等を整備することとしている（改正後事業法第18条の2、第25条の3等）。

また、最終保障提供義務に基づく基礎的電気通信役務（以下「最終保障電気通信役務」という。）の円滑な提供のためには、近隣の電気通信事業者がこれに協力することが効率的かつ効果的な場合がある。このため、近隣の電気通信事業者は、最終保障電気通信事業者による最終保障電気通信役務の円滑な提供に必要な協力をしなければならないこととしている。また、当該協力に関する協定又は契約に係る協議が調わなかった場合における命令、裁定、あっせん・仲裁に関する規定の整備をすることとしている（改正後事業法第25条の4、第25条の5及び第156条第3項）。

3. 1. 2. 基礎的電気通信役務に係る交付金制度に関する規定の整備

最終保障電気通信役務の提供に係る赤字について、最終保障電気通信事業者のうち適格電気通信事業者は、適格電気通信事業者としての立場で従来の交付金制度により赤字の補填を受けることができるが、NTT東西は、適格電気通信事業者として指定されていない場合であっても最終保障提供義務を負う場合がある。そこで、そのような場合のNTT東西の最終保障電気通信役務の提供に係る赤字を補填するための交付金制度を創設することとしている（改正後事業法第107条第2号及び第4号、第108条の2、第109条第4項、第110条の4、第110条の5第4項等）。

あわせて、電話に係る電気通信役務に係る交付金制度について、ブロードバンドサービスに係る交付金制度と同様に、複数の適格電気通信事業者がそれぞれ担当の区域の指定を受け交付金の交付を受ける制度へと変更するなど、最終保障提供義務の導入等に伴い必要な規定の整備をすることとしている（改正後事業法第108条、第109条第3項等）。

3. 1. 3. 基礎的電気通信役務に関する利用者保護等に関する規定の整備

電気通信事業の参入・退出は原則として自由であるため、基礎的電気通信役務の提供に関して撤退（業務区域の減少、電気通信業務の休廃止等）が生じた場合には、他の電気通信事業者により新たに基礎的電気通信役務が提供されるまでの間、提供が行われない空白期間が生じるおそれがある。

このため、利用者の不測の事態を回避し、利用者にとっての利益を可能な限り保護する必要があることから、基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少、電気通信回線設備の規模の縮小及び電気通信業務の休廃止について、一年以上前の利用者への周知の義務を課すこととしている（改正後事業法第26条の4）。

また、基礎的電気通信役務のあまねく日本全国における公平な提供を確保する観点から、契約約款において地域間で料金格差を設けることを原則として禁止するなど、基礎的電気通信役務に関する利用者の利益の保護を図るため所要の規定の整備をすることとしている（改正後事業法第19条第2項第2号等）。

3. 2. 公正競争の確保に関する規定の整備

改正前事業法においては、高い公共性や自然独占性といった電気通信事業の特性に鑑み、その目的として電気通信事業の公正競争の促進を規定し、固定通信で一定の加入者回線シ

エアを占める電気通信事業者¹（以下「一種指定事業者」という。）及び移動通信で一定の端末シェアを占める電気通信事業者（以下「二種指定事業者」という。）に対し接続約款の認可等の規制を課し、特に、一種指定事業者及び営業収益シェア等の高い二種指定事業者²（以下「市場支配的事業者」という。）に対し接続に関連する情報の目的外利用・提供、一種指定事業者とそのグループ内の特定の電気通信事業者（以下「特定関係事業者」という。）の役員の兼任等、不当な競争を引き起こす蓋然性が高い類型的行為を禁止している（改正前事業法第30条及び第31条）。

また、一種指定事業者及び二種指定事業者が、グループ外の一定の規模以上の電気通信事業者との間で合併、事業承継又は事業譲渡（以下この3.2.において「合併等」という。）をした場合において電気通信事業の登録の更新を要することとし、公正競争の確保の観点等から確認を行っている（改正前事業法第12条の2）。

これらの公正競争の促進に関する規律（以下「公正競争関係規律」という。）について、近年の技術革新や市場環境の変化を踏まえ、また、4.において後述するNTT東西の業務範囲等の規制の緩和に伴う公正競争上の弊害を防止するセーフガード措置として、以下の規定の整備をすることとしている。

3.2.1. 卸役務関連情報の目的外利用・提供の禁止の追加

近年、卸電気通信役務（電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務をいう。以下同じ。）の利用が拡大しており、卸電気通信役務を利用する電気通信事業者やその利用者に関する情報（以下「卸役務関連情報」という。）が、その卸電気通信役務の主な提供者である市場支配的事業者に集中する傾向がある。

卸役務関連情報が目的外に利用・提供された場合に公正競争に及ぼす影響は、接続に関連する情報が目的外に利用・提供された場合と同様であるため、卸役務関連情報の目的外利用・提供を禁止することとしている（改正後事業法第30条第3項第1号及び第4項第1号）。

3.2.2. 一種指定事業者と特定関係事業者との間の兼職、取引等に係る規制の追加

NTT等については、各種事業のグループ内分離やNTTの再編成の際、その巨大性・独占性の弊害等を排除する観点から、在籍出向の禁止や、取引条件等の公平性の確保等の公正競争条件が設けられ、これらに則り業務が行われてきた。

本法律では、NTT東西の業務範囲等の規制の緩和に伴う公正競争上の弊害を防止するセーフガード措置として、公正競争条件のうち必要なものを法定化することとしている。

具体的には、一種指定事業者と特定関係事業者との間における公正競争に関連する部門等の従業員等の兼職、特定関係事業者に有利な取引又は行為等の禁止を法律上明確化することとしている（改正後事業法第31条第1項から第5項まで）。

¹ 本稿執筆時点では、NTT東西が該当する。

² 本稿執筆時点では、株式会社NTTドコモが該当する。

3. 2. 3. 市場支配的事業者とそのグループ内の電気通信事業者が合併等をする場合等における電気通信事業の登録の更新に係る規律の適用

近年、電気通信事業者のグループの組織再編が頻繁に行われているところ、特に、市場支配的事業者とそのグループ内の大規模な電気通信事業者との間で合併等をした場合、公正競争の確保のために必要な措置が講じられていなければ、公正競争を阻害することが懸念される。

このため、市場支配的事業者がそのグループ内の電気通信事業者と合併等をした場合等において公正競争を阻害することが懸念される場合には、公正競争の確保のために必要な条件を付すこと等ができるよう、公正競争を確保するための措置の要否等を事後的に確認する必要がある。

しかしながら、改正前事業法においては、一種指定事業者及び二種指定事業者が、グループ外の一定の規模以上の電気通信事業者との間で合併等をした場合には電気通信事業の登録の更新を要することとしている一方、そのグループ内の電気通信事業者と合併等をした場合には当該登録の更新の対象とはなっていない。

そこで、公正競争を確保するための措置の要否等を確認する観点から、当該登録の更新を要する事由として、市場支配的事業者がそのグループ内の大規模な電気通信事業者と合併等をした場合等を追加することとしている（改正後事業法第12条の2第1項）。

3. 2. 4. 電気通信事業者間の適正な競争関係の確保に関する調査及び評価に係る制度の導入等

本法律では、近年の技術革新や市場環境の変化等を踏まえ、公正競争関係規律の見直しを行うこととしているところ、電気通信分野の技術水準や市場環境が急速に変化していることに鑑みれば、公正競争を確保するためには、競争環境や規制の遵守状況を検証し、公正競争関係規律（NTT法におけるものを含む。以下同じ。）の運用を不断に見直していくことが不可欠であり、そのための体制を整備する必要がある。

このため、総務大臣は、毎年、情報通信行政・郵政行政審議会の意見を聴き、電気通信事業の競争環境や公正競争関係規律の遵守状況について調査を行い、その結果に基づき、電気通信事業者間の適正な競争関係が確保されているかどうかについて評価を行うこととし、当該評価の結果を事業法又はNTT法の運用に活用することとしている（改正後事業法第167条の3）。

あわせて、同審議会が適時に意見することができるよう、同審議会による勧告制度を導入することとしている（改正後事業法第169条の2）。

3. 3. 電気通信番号使用計画の認定に係る欠格事由の追加等

近年、電気通信番号を用いた特殊詐欺が社会的な課題になっており、これまで、①携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に基づく利用者への本人確認等の義務付けの導入や、②警察と電気通信事業者が連携して、特殊詐欺に利用された固定電話番号等の利用停止措置等を講ずる「番号の利用停止スキーム」の実施等、様々な対策が講じられてきた。

これらの対策は一定の効果を上げているが、最近では、電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者が、特殊詐欺の帮助として、逮捕・起訴、実刑判決に至った事例が増加しており、電気通信事業者・利用者間のレイヤーより上のレイヤー、すなわち、電気通信事業者が電気通信番号を使用することが可能となる段階において対策を講ずることが必要となっている。

犯罪に利用された電気通信番号は、特殊詐欺に関与した電気通信事業者の逮捕、その事実上の電気通信事業の廃止等によって使用されなくなることが多く、有限希少な電気通信番号の適正な管理の観点からも問題である。

しかし、改正前事業法においては、特殊詐欺の帮助として実刑判決を受けた電気通信事業者に対して、電気通信番号使用計画の認定の取消しを行う直截的な方法はない。

また、特殊詐欺における電気通信番号の使用においては、総務大臣から電気通信番号の指定を直接受けた電気通信事業者自身が直接関与している例はほとんどなく、他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供と同時に電気通信番号の提供を受けた電気通信事業者（以下「番号卸先事業者」という。）が、当該電気通信番号を特殊詐欺グループに提供し、その特殊詐欺グループが当該電気通信番号を使用して詐欺を実行するケースが一般的である。

特殊詐欺に関与する番号卸先事業者は、電気通信番号使用計画の認定を受けても、警察等による犯罪捜査から免れるため、数か月程度で休業状態になり、又は会社名等を変えて実質的に存続するなどしているところであり、現行制度では、このような電気通信番号の犯罪利用を企図した電気通信事業者への電気通信番号の流通を阻止する規律はない。

また、そもそも、電気通信番号使用計画の認定を受けずに電気通信番号の提供を受け、特殊詐欺に関与している番号卸先事業者も散見されている。

このような状況を看過することは、電気通信番号がひっ迫し、多様な需要への対応が求められる中、電気通信番号の効率的な使用や適正な管理の観点から問題であることから、特殊詐欺に係る実刑を受けた者及び電気通信番号の犯罪利用を企図した者に対して、電気通信番号が流通することを防止する枠組みを整備する必要がある。

これらの課題を踏まえ、以下の規定の整備をすることとしている。

3. 3. 1. 電気通信番号使用計画の認定に係る欠格事由の追加

電気通信番号使用計画の認定に係る欠格事由に、特殊詐欺に係る実刑が下されている主な刑法犯（詐欺、電子計算機使用詐欺等）及び当該認定の取消しを受けた者を追加することとしている（改正後事業法第50条の3）。なお、この欠格事由は、当該認定の取消事由（事業法第50条の9第3号）であることから、これらの者に該当するに至ったときは、当該認定の取消事由に該当することとなる。あわせて、当該認定の申請書類に、当該欠格事由に該当しない旨の誓約書を追加することとしている（改正後事業法第50条の2第2項）。

3. 3. 2. 電気通信番号使用計画の認定の基準の見直し

電気通信番号使用計画の認定の基準を見直し、申請者が、その提供する電気通信役務が詐欺罪等の罪に当たる行為に利用されるおそれが高い者の要件として総務省令で定める要件

に該当する場合には、当該認定を拒否し得ることとしている（改正後事業法第 50 条の 4 第 2 号ロ）。

また、犯罪捜査から免れるために電気通信番号を使用した電気通信役務を短い期間のみ提供することを予め企図し、数か月後には休業状態となる番号卸先事業者等、継続的に役務提供を行う意思のない者を当該認定から排除するため、当該認定の審査の基準として申請者の事業継続性を追加することとしている（改正後事業法第 50 条の 4 第 2 号イ）³。

3. 3. 3. 卸元電気通信事業者による確認義務の新設

電気通信番号の使用に係る卸電気通信役務の提供が行われる場合には、卸元電気通信事業者に対して、番号卸先事業者が総務大臣から電気通信番号使用計画の認定を受けていること及び一定の事業継続性があることを確認した後でなければ、当該卸電気通信役務の提供に関する契約を締結してはならないこととしている（改正後事業法第 50 条の 7）。

また、契約の締結時における確認だけでは、事後的に当該認定の要件を満たさなくなる場合（当該認定が取り消される場合や使用する利用者設備識別番号の変更が生じる場合）に、番号卸先事業者が当該認定を受けていることを担保できなくなることから、契約の更新時についても、当該認定を受けていることの確認の義務を課すこととしている（改正後事業法第 50 条の 7）。

3. 4. 鉄塔等提供事業者の土地等の使用に関する認定制度の創設

電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業（以下「回線設置電気通信事業」という。）を営むに当たっては、線路、空中線及びこれらの附属設備を広範囲に設置する必要があり、そのために他人の土地等を使用することが不可欠である。

このため、事業法においては、電気通信事業の公益性に鑑み、回線設置電気通信事業を営む者（以下「回線設置電気通信事業者」という。）が、その電気通信事業の全部又は一部について総務大臣の認定を受けた（事業法第 117 条第 1 項）場合には、当該認定を受けた電気通信事業（以下「認定電気通信事業」という。）に対し、土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）の特例として、土地の使用権の設定等に関する特権（以下「公益事業特権」という。）を付与する制度（改正前事業法第 128 条等）を設けている。

電気通信事業のうち、移動電気通信役務の提供に係る回線設置電気通信事業については、移動端末設備の移動範囲における無線通信を確保するため、基地局を広範囲にわたって相当数開設する必要があるところ、これまで、当該事業を営む者（以下「MNO」という。）が、公益事業特権に係る認定を受けて、基地局のみならず、それを設置するための鉄塔、電柱等（以下「鉄塔等」という。）を自ら整備してきた。

今後、移動電気通信役務については、超高速、多数同時接続、超低遅延を実現させる、いわゆる「5 G」の更なる展開を図る必要があるが、その周波数は、従来「4 G」等と比して高い周波数であるため、電波が遠くまで届きにくい性質を有しており、基地局をこれまで以上に多数開設する必要がある。

³ 事業継続性の審査は、申請者の提出した事業計画の内容等に基づき継続的な事業実施が見込まれるかどうかを審査するものであり、新規参入を排除するものではない。

この場合において、MNOがそれぞれ基地局を設置するための鉄塔等を自ら整備するときは膨大な費用を要し、我が国全体としても重複コストが生じることから、複数のMNOによる鉄塔等の共用が新たな整備の形態として近年増加しており、MNO以外の者が鉄塔等を整備し、複数のMNOに共用させる形態も増加している。

このような鉄塔等の共用は、鉄塔等を設置する者が当該鉄塔等を回線設置電気通信事業者の回線設置電気通信事業の用に供する役務（以下「鉄塔等提供役務」という。）を提供する事業（以下「鉄塔等提供事業」という。）として行われることとなるが、鉄塔等提供事業自体は回線設置電気通信事業ではないことから、改正前事業法では、鉄塔等の整備に当たって公益事業特権を行使することができない。このため、土地の使用権の設定等が円滑に進まず、鉄塔等提供事業の実施に支障が生じている。

以上の課題を踏まえ、鉄塔等提供事業を営む者（以下「鉄塔等提供事業者」という。）に対して、認定電気通信事業を営む者と同様の公益事業特権の付与を可能とするための制度を創設することとしている（改正後事業法第三章第三節）。

その際、公益事業特権は電気通信事業の公益性に鑑みて認められるものであるため、鉄塔等提供事業者に対して公益事業特権を付与するに当たっては、鉄塔等提供事業者が整備する鉄塔等が、確実に回線設置電気通信事業の用に供されることや、回線設置電気通信事業者に対して適正かつ公平に提供されることを担保する必要がある。

そこで、鉄塔等提供事業者については、これらの点が担保されることを含め総務大臣の認定を受けた場合に限り、公益事業特権の行使を可能とすることとしている（改正後事業法第143条の2）。

具体的には、鉄塔等提供事業者が整備する鉄塔等が、確実に回線設置電気通信事業の用に供されることを担保するため、

- ・ 認定の審査に当たっては、認定の申請書に鉄塔等提供役務の提供の相手方の氏名等を記載させること（同条第3項第5号及び第4項第2号）等のほか、
- ・ 認定を受けた鉄塔等提供事業の休止について、その期間が1年以上継続した場合には、認定の取消しを可能とする（改正後事業法第143条の8第1項及び第2項並びに第143条の11第1項第3号）

など、必要な規定の整備をすることとしている。

また、鉄塔等提供事業者が整備する鉄塔等が、回線設置電気通信事業者に対して適正かつ公平に提供されることを担保するため、

- ・ 認定の審査に当たっては、事業計画書の内容の確実性・合理性や鉄塔等提供役務の提供の業務に関する規程（業務規程）の内容の適正性等を審査することとする（改正後事業法第143条の4第2号及び第4号）ほか、
- ・ 当該認定を受けた鉄塔等提供事業者に対して、当該規程に従って当該業務を行う義務（改正後事業法第143条の13第1項）、回線設置電気通信事業者から鉄塔等提供役務の提供に関する契約の締結の申入れを受けた場合における応諾義務（同条第4項）等の規律を課す

など、必要な規定の整備をすることとしている。

3. 5. 電報の事業への電気通信事業法の適用の廃止

事業法の制定時において、他人の信書⁴の送達の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業は、郵便事業として、国の独占事業とされていた。一方、電報の事業は、電気通信手段を部分的に用いて信書の送達に相当する役務を提供するものであり、郵便事業に類する公共性を有し、郵便事業の独占と抵触する可能性もあると考えられたことから、当分の間、これを電気通信事業とみなした上で、NTT東西及びKDDI株式会社（以下「NTT東西等」という。）がその独占業務として行うこととされた（改正前事業法附則第5条）。

その際、NTT東西等が行う電報の事業については、その公共性に鑑み、旧法⁵の規定による事業の休廃止に係る許可、業務区域の変更に係る許可、料金の変更に係る許可等の規律を引き続き課すこととされた。

しかし、その後、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「信書便法」という。）の成立により、民間事業者が他人の信書の送達の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業を信書便事業として営むことが可能となり、現在では、電報の事業と実質的に同じ内容の事業を、信書便法の定めるところにより信書便事業として提供することが可能となっている。このため、NTT東西等に電報の事業を独占させることの実質的な意味は既に失われている。

加えて、電報の事業は、電子メール等の普及によってその利用が大幅に減少しており、その利用目的もほとんどが慶弔用に限られていることを踏まえると、特別の規律を課すほどの高度の公共性のある事業とはいえないなりつつある。

以上を踏まえ、本法律により、改正前事業法附則第5条の規定を廃止することとしている。これにより、電報の事業は、改正後においても継続して実施される場合には、信書便法における信書便事業として実施されることとなる。

4. 日本電信電話株式会社等に関する法律の主な改正の内容

4. 1. NTT東西の業務に関する規定の整備

NTT法の制定時において、NTTが営むものとされる業務（以下「本来業務」という。）は国内電気通信事業とされていたが、当時の国内電気通信市場は、県内と県間に峻別された固定電話サービスが中心であったところ、NTTが県内の固定通信網について有する独占力を濫用して長距離通信市場の公正競争を阻害することを防ぐ観点から、NTTは、平成11年に、持株会社、NTT東西及び長距離通信会社に再編成された。

これにより、県内の固定通信網を承継したNTT東西は、本来業務として、同一の都道府県の区域内における通信を媒介する電気通信役務を提供する電気通信業務（以下「地域電気通信業務」という。）を営むものとされた（県域業務規制。改正前NTT法第2条第3項第1項）。

⁴ 特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書（郵便法（昭和22年法律第165号）第4条第2項）

⁵ 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）第2条の規定による改正前の事業法

そして、NTT東西の本来業務以外の業務については、以下のものを総務大臣の認可等⁶により営むことができるのこととされた。

- ① その目的を達成するために必要な業務（以下「目的達成業務」という。同条第4項）
- ② その保有する設備等を活用して行う電気通信業務その他の業務（以下「活用業務」という。同条第6項）

近年、電気通信市場においては、ブロードバンド化やIP化の進展により、その中心が固定電話サービスから固定ブロードバンドサービスに移行するほか、NTT東西は地域の課題解決に対応した柔軟なサービスの提供が求められているなど、その市場環境は大きく変化している。

以上的情勢変化を踏まえ、NTT東西の業務について以下の規定の整備をすることとしている。

4. 1. 1. 本来業務の範囲の見直し

現在の固定通信市場は、その中心が固定電話サービスから固定ブロードバンドサービスに移行しており、その提供に用いられるネットワークも、令和6年12月に、従来のPSTNからIP網への移行が完了するなど、大きく変化している。

これに伴い現在では、固定電話サービスは、県内と県間の区別なく、一律の料金で提供されるようになっている。また、固定ブロードバンドサービスが通信距離と関係なく一律の料金で提供されるものであることも踏まえると、電気通信市場において、県内通信と県間通信を区別する競争政策上の意義は失われつつある。

このため、NTT東西の本来業務である地域電気通信業務の内容を、東日本地域又は西日本地域の区域において通信を媒介する電気通信役務を提供する電気通信業務へと改めることとしている（本法律による改正後のNTT法（以下「改正後NTT法」という。）第3条第3項第1号）。

ただし、移動通信サービス及びインターネット接続サービスについては、固定通信サービスとは別市場を形成していることを踏まえ、公正競争の確保に支障が生じるおそれがあるこれらを提供する業務について、「地域電気通信業務」の範囲から明示的に除外することとしている（同号イ及びロ）。

4. 1. 2. 本来業務以外の業務に係る規制の緩和

活用業務について、一定の類型化が進む中で、本来業務の円滑な遂行や公正競争の確保に支障のない範囲内において機動的に行うこと可能とする観点から、従来の個別の事前届出制に代えて、あらかじめ届出・公表した実施基準に従って営むことができることとしている（改正後NTT法第3条第7項から第13項まで）。

あわせて、目的達成業務等について、手続の迅速化を図る観点から、事前届出制を事後届出制へと変更することとしている（同条第4項）。

⁶ その制度導入時は、総務大臣の認可制であったが、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第58号）によるNTT法の改正により事前届出とされた。

4. 2. NTT等の事業運営等に関する規定の整備

近年、NTTについては、米国や中国、韓国等の巨大企業との国際的な競争が熾烈さを増しており、NTT東西については、固定電話サービスの契約数の大幅な減少等によりその経営が厳しさを増している。

こうした中で、NTT等は、従来以上に戦略的かつ機動的な事業運営を行うことが求められており、そのような事業運営を実現するため、令和6年改正法附則第4条の規定を踏まえ、NTT等がその公共的な役割を果たす上で支障が生じない限りにおいて、NTT等に係る各種規制を見直し、NTT等の業務の効率化を図る必要がある。

一方、昨今、国際情勢が緊迫化する中、我が国における電気通信役務の安定的な提供を確保するため、NTT等の経営について、外国の影響力を排除する必要性が高まっている。

また、NTT東西の保有する電柱、管路等の線路敷設基盤は、NTT東西のみならず他の電気通信事業者の電気通信役務の提供に必要不可欠なものであることから、その適切な維持を確保する必要がある。

以上の課題を踏まえ、NTT等に対する規制の内容を以下のとおり見直すこととしている。

4. 2. 1. 外国人等議決権割合の変動に係る報告義務等の創設

改正前NTT法は、NTTに対して外国人等議決権割合を定期的に公告することを求めているが、これに加えて新たに外国人等議決権割合の総務大臣への報告を義務付けるとともに、外国人等議決権割合に一定の重要な変動があった場合には、都度、その内容を総務大臣に報告することを義務付けることとしている（改正後NTT法第6条第4項及び第5項）。

また、改正前NTT法は、NTTに対して外国人等議決権割合に関する規律を遵守するための措置（株主名簿の書換制限や新株発行等の対抗措置の実施）を講ずることを求めており、これらの規制の実効性を高める観点から、新たに、関係職員に対する研修の実施等を義務付けることとしている（改正後NTT法第6条第6項）。

4. 2. 2. 合併等の決議の認可の緩和

近年、NTTグループは、国内事業の整理等のため頻繁にグループ再編を行うようになつておらず、経営の一層の効率化を促進する観点から、本来業務の円滑な遂行及び公正競争の確保に支障のない範囲内で、迅速な再編を可能とする必要がある。

このため、NTT東西の合併等の決議のうち、電気通信事業を営まない小規模な法人との合併等の決議については、総務大臣の認可を不要とすることとしている（改正後NTT法第11条第1項ただし書）。

4. 2. 3. 財務諸表の提出義務の廃止

改正前NTT法は、NTT等に対して財務諸表の提出義務を課しているが、現在では、会社法（平成17年法律第86号）又は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）の規定に基づき公表されている事項を参照することで同等の内容を把握することができるため、財務諸表の提出義務を廃止することとしている（改正後NTT法第13条）。

4. 2. 4. 線路敷設基盤の譲渡等に対する認可の導入等

改正前NTT法は、NTT東西が総務大臣の許可なく重要な電気通信設備の譲渡等をすることを禁止しているが、電柱、管路等の線路敷設基盤はそれ自体としては電気通信設備ではないため規制対象となっていない。

今後、2035年頃に維持限界を迎えるメタル回線の縮退に伴い、NTT東西が自社にとっては不要となった線路敷設基盤を処分することが想定されており、線路敷設基盤を利用する他の電気通信事業者を含む我が国全体における電気通信役務の適切かつ安定的な提供を確保する観点から、このような処分について総務大臣の判断を介在させる必要がある。

このため、NTT東西が行う線路敷設基盤の処分について、総務大臣の認可を必要とすることとしている（改正後NTT法第13条）。

5. おわりに

本法律による改正事項については、一部を除き、公布の日（令和7年5月28日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしている。

本法律の施行により、国民生活に不可欠な電気通信役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保、電気通信事業の公正競争の促進、電気通信事業及びその関連事業の国際競争力の強化及び電気通信事業に係る安全保障の確保が一層図られることを期待している。